

厚生労働省委託 請負事業適正化・雇用管理改善推進事業

G J チャレンジ制度 運営要領

第1 趣旨

第2 G J チャレンジ制度の位置づけ

第3 製造請負事業改善推進協議会および認証委員会

1. 協議会
2. 認証委員会

第4 指定審査機関

第5 G J チャレンジ制度の申請、認定等の手続き

1. 審査対象となる企業ならびに認定単位
2. 欠格条項
3. 申請
4. 手数料
5. 審査
6. 認定
7. 再審査
8. フィードバック
9. G J チャレンジ制度認定事業者がG J 認定申請する際の減免措置
10. 認証委員会による申請者の審査・認定
11. 認定の取消

第6 附則

別紙

製造請負事業改善推進協議会 設置要綱

認証委員会 設置要綱

製造請負優良適正事業者認定制度 認定事業者 欠格条項

製造請負優良事業者認定制度 申請に関する規程

製造請負優良事業者認定制度 申請手数料に関する規程

厚生労働省委託 請負事業適正化・雇用管理改善推進事業

受託団体:一般社団法人日本BPO協会

2026年6月1日

G J チャレンジ制度 運営要領

製造請負事業改善推進協議会

第1 趣旨

厚生労働省委託事業 請負事業適正化・雇用管理改善推進事業の実施にあたり、同事業の運営について別途定める「G J チャレンジ制度【審査基準】（以下「審査基準」という。）」に沿った取組を行う事業者を認定する制度（以下「G J チャレンジ制度」という。）の適正な運営を図るため、本運営要領において必要な事項を定める。

第2 G J チャレンジ制度の位置づけ

G J チャレンジ制度は、その上位認定として実施している、製造請負優良適正事業者認定制度（以下「G J 認定制度」という。）の枠組みの中で設置したエントリーレベルの認定制度である。

G J チャレンジ制度は、G J 認定制度の取得促進に繋げるため、G J 認定制度取得の前段として活用できるよう設置した認定制度であり、将来的にG J 認定制度を取得する意思がある事業者を認定の対象としている。

第3 製造請負事業改善推進協議会および認証委員会

G J チャレンジ制度を実施するため、製造請負事業改善推進協議会（以下「協議会」という）および認証委員会を設置する。

1. 協議会

別紙 「製造請負事業改善推進協議会 設置要綱」のとおり

2. 認証委員会

別紙 「認証委員会 設置要綱」のとおり

第4 指定審査機関

G J 認定制度の指定審査機関が、G J チャレンジ制度の指定審査機関となる。

第5 G J チャレンジ制度の申請、認定等の手続き

G J チャレンジ制度の認定について必要な手続き等は、次のとおりとする。

1. 審査対象となる企業ならびに認定単位

申請時に日本国内に本店登記があり、将来的にG J 認定制度を取得する意思がある企業1法人につき1個の認定とする。製造請負事業所の有無は問わない。

2. 欠格条項

G J チャレンジ制度として認定を受けることができない欠格条項については、別紙「製造請負優良適正事業者認定制度 認定事業者 欠格条項」のとおり。

3. 申請

G J チャレンジ制度の認定申請に関する事務手続きについては、別紙「製造請負優良事業者認定制度 申請に関する規程」のとおり。

4. 手数料

G J チャレンジ制度の認定申請に関する手数料については、別紙「製造請負優良事業者認定制度 申請手数料に関する規程」のとおり。

5. 審査

(1) 指定審査機関は、次の審査を実施するものとする。

① 書類審査

申請書類の内容を確認し、申請に必要な書類がすべて揃っているか、必要事項が記載されているか、申請書類間で不整合な点がないか等を確認し、必要に応じて申請者に申請書類を再提出させる。

② 本社審査（原則オンライン審査）

本社について、提出された自主点検表に基づいた審査を実施する。

③ 請負事業所審査

G J チャレンジ制度では、事業所審査は実施しない。

(2) 指定審査機関は、申請者が認定基準を満たしているか否かについて審査を行うものとし、その際に申請者に対して必要な範囲で、調査、質問等を行うことができる。

(3) 指定審査機関は、オンライン審査を行うにあたっては、あらかじめ申請者と調整の上、審査を実施する日時を決定しなければならない。

(4) 指定審査機関は、別途、指定審査機関公募要項で定める資格等を有する審査員2名以上により申請者の担当審査員として選定し、申請者にあらかじめ通知すること。

(5) 指定審査機関は、審査中の内容に疑義が生じたとき追加審査を実施する。

(6) 指定審査機関は、申請者が審査に必要な協力を行わないなど、審査の継続が困難となった場合には、審査を中止することができる。

(7) 指定審査機関による審査において、申請者と利害関係を有する者は関与してはならない。

(8) 指定審査機関は、当該機関の役員（代表者を含む）と利害関係を有する審査申請事業者からの申請を受け付け、審査を実施することはできない。

ただし、指定審査機関において外部の委員で構成する第三者性を有した委員会を設置し、当該機関における審査結果を決定するに当たって、あらかじめ、審査結果について同委員会の承認を得る場合にはこの限りではない。

(9) 指定審査機関の役員（代表者を含む）が審査申請事業者と利害関係を有する場合は、当該指定機関がG J チャレンジ制度において知りえた審査申請事業者が提供した審査に係る資料・情報、審査状況をそれらの役員（代表者を含む）の知りうる状態にしてはならない。

6. 認定

(1) 指定審査機関は、以下に従ってG J チャレンジ制度の認定を行うものとする。

① 指定審査機関は、別途、指定審査機関公募要項で定める管理監督責任職員の主催の会議（以下、「審査会議」という）により、認定の可否を決定すること。また、審査会議には、必要に応じ運営受託団体事務局が同席できる。なお、指定審査機関が、当該機関の役員（代表者を含む）と利害関係を有する審査申請事業者からの申請を審査する場合には、当該機関において外部の委員で構成

する第三者性を有した委員会を設置し、当該機関における審査結果を決定するに当たって、あらかじめ、審査結果について同委員会の承認を得ること。

- ② 指定審査機関は、認証委員会による認証及びその結果の協議会会議の承認を受けた後、すみやかに認定の可否について申請者に通知し、認定事業者に対しては別途定める様式に従い、G Jチャレンジ制度認定証（以下、「認定証」という）を交付すること。

(2) 認定の有効期間は、以下のとおりとする。

- ① 認定証の有効期間は、指定審査機関から認定を受けた日から起算して3年を経過する日の属する月の末日までとする。ただし、G Jチャレンジ制度の認定を受けていた者が、その認定期間中にG J認定を取得した場合、有効期間はG J認定を取得した日までとする。
- ② G Jチャレンジ制度の認定を受けていた者は、この有効期間に限り、G Jチャレンジ制度認定マーク（以下、「認定マーク」という。）を使用することができるものとする。なお、G Jチャレンジ制度認定マークの使用については別途定める。
- ③ 認定証の有効期間中に、認定証を交付した団体が法人として消滅している、または指定審査機関でなくなっている場合（以下、指定審査機関として解消した場合という）、認定の効力には影響しない。
- ④ 認定証の有効期間中に合併、分社化等が行われた場合、認定の効力については、認証委員会が判断する。そのため、認定事業者は、社名変更、合併、分社化等が行われた場合には、遅滞なく認定を受けた指定審査機関に届け出ること。指定審査機関は認証委員会に届け出て、認証委員会による当該認定事業者の認定の有効、無効の判断を得ること。
- ⑤ G Jチャレンジ制度において、認定の更新は実施しない。

(3) 認定事業者は以下の責務について十分に認識し、事業運営を行わねばならない。

- ① 認定事業者は、G Jチャレンジ制度の実施に関し、指定審査機関あるいは認証委員会による必要な調査・確認の求めがあった場合には真摯に応じること。
- ② 認定事業者は、認定基準に関わる事項について、認定時の状況に変更がある場合には、速やかに認定を受けた指定審査機関に申し出ること。

7. 再審査

- (1) 指定審査機関は、自ら認定した認定事業者の審査内容に疑義が生じたとき、疑義の原因となった事実の確認を実施する。
- (2) 指定審査機関は、疑義の原因となった事実を確認した場合、認証委員会の承認を得て当該認定事業者に対して再審査を実施する。
- (3) 再審査の規定については、「第5 G Jチャレンジ制度の申請、認定等の手続き」の「5. 審査」を準用する。

8. フィードバック

- (1) フィードバックの目的
審査結果で判明した改善が必要な課題を明確にし、受審事業者の請負事業の運営体制の強化、問題点の対策等を行い、更なる請負事業の適正化・雇用管理の改善ができることにつなげる。
- (2) 実施組織の分担

- ① 協議会
フィードバックの枠組みを構築する。
 - ② 認証委員会
指定審査機関のフィードバック実施を管理・指導し、フィードバック内容を承認する。
 - ③ 指定審査機関
(ア) 審査員からの資料に基づいてフィードバック内容を精査し、合否判定とともに認証委員会に報告し承認を得る。
(イ) 審査員は審査を行い、審査基準の審査項目ごとに改善すべき点を具体的に指摘する。フィードバックの資料となる事項等を指定審査機関に報告する。
- (3) フィードバックの対象
合格および不合格のすべての受審事業者を対象とする。
- (4) フィードバックの方法
指定審査機関が、審査の合否と合わせて、別途定める様式で受審事業者へ通知する。

9. G J チャレンジ制度認定事業者がG J 認定申請する際の減免措置

G J チャレンジ制度の認定を受けた事業者が、認定有効期間内かつ認定取得から2年以内に、G J 認定申請する際は、次の減免措置を実施するものとする。

- (1) 減免措置
G J チャレンジ制度の審査において満点であった審査項目について、G J 認定制度で対応する審査項目の本社審査を免除する。
- (2) 減免対象審査項目の通知
指定審査機関が、G J チャレンジ制度のフィードバックを実施する際に記録の残る形で通知する。通知方法は、指定審査機関に一任する。

10. 認証委員会による申請者の審査・認定

- (1) 認証委員会は、指定審査機関からの申請に基づき、審査・認定が適切になされたことについて認証または不認証を決定し、その旨を指定審査機関に通知する。
- (2) 認証委員会は、あらかじめ、認証申請に必要な事項（申請の方法、期限、提出物等）を定め、指定審査機関に通知しなければならない。
- (3) 認証委員会は、認証するために必要な範囲において、指定審査機関に対して、調査の実施、追加資料の提出または説明等を求めることができる。
- (4) 認証委員会は、指定審査機関の申請について不認証とする場合は、その理由及び期限を付して、指定審査機関に対して改善することを指示し、指定審査機関は、指示に従い改善した上で、定められた期限内に改めて認証の申請を行うものとする。また、認証した後、過去の申請内容に不備があり、認証を取り消す場合も同様とする。

11. 認定の取消

- (1) 指定審査機関、又は、指定審査機関であった者は、自らが認定した認定事業者が、次の事項のいずれかの事由に該当した場合、認定を取り消すこととする。なお、認定事業者を認定した指定審査機関が、解散等により存在しない場合には、認証委員会が認める者が認定の取消を行うことができることとする。
 - ① 認定申請や審査に際し、提示した書類や説明に虚偽があった場合
 - ② 申請者と利害関係を有する者が当該申請者の審査を実施していたことが明らかとなった場合（「6. 認定」(1) ①に定める委員会の承認を得ている場合を除く）

- ③ 労働関係法令に係る重大な法令違反等、取消が妥当と判断される事由が生じたことが明らかとなった場合
 - ④ 第5 7. 再審査の結果、取消が相当と判断された場合
 - ⑤ 指定審査機関が合理的な根拠に基づき再審査への協力を要請しているにも関わらず、当該要請に対して合理的な理由なく応じない場合
 - ⑥ 認定事業者が、自ら認定を返上したい旨申し出た場合
- (2) 認証委員会による認定取消の認証
- ① (1) 項により、指定審査機関が認定取消を実施する場合は、⑥号以外の理由による場合は、事前に認定事業者に弁明の機会を与えなければならない。
 - ② 前①号を実施した上で、指定審査機関が認定を取り消す場合は、認証委員会による認証を受けなければならない。
 - ③ 認証委員会による認証手続きについては、第5 9. 指定審査機関による申請者の審査・認定に対する認証と同じとする。
- (3) 認定事業者に対する取消通知等
- ① 指定審査機関は、認定事業者の認定を取り消す場合は、あらかじめ当該事業者に対して、認定を取り消す日（認定マークの使用中止、ホームページからの削除等を行う日。以下「取消日」という。）について、当該取り消す理由を付して通知（以下「取消通知」という。）する。この際、指定審査機関は、期限を設けて、当該取消に対する当該事業者からの意見等を受け付けることを教示し、弁明等があった場合には、適切に対応しなければならない。
 - ② 指定審査機関は、取消通知を行った場合は、速やかに、認証委員会に取り消した理由を付して、報告しなければならない。また、G J チャレンジ制度に係るホームページから、取り消した事業者の名称等を削除しなければならない。
 - ③ 取消通知を受けた認定事業者は、当該取消日までに、認定マークの使用の中止、認定事業者としての広報等を中止しなければならない。なお、当該通知を受けた認定事業者は、当該取消について、意見等がある場合には、指定審査機関の定める期限までに、行わなければならない。
 - ④ 指定審査機関は、認定を取り消された事業者が、取消日以降も認定マークの使用を継続する等、あたかも認定事業者であるかのような様相を示している場合には、当該事業者に対して、直ちに是正・中止をよう求めることとする。なお、この求めに応じず、前述のような様相を維持している場合は、指定審査機関がその事実を公表することとする。

第6 附則

本運営要領は、必要に応じ、協議会の承認の下、見直しを行う。(以上)